

# 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

## 改正の背景

一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。  
(参考) 不適正事案の例

(A社)	排出基準値を超えた測定データを、基準値内に改ざんして自治体に報告。
(B社)	工場排水を測定時に河川水・水道水で希釈し、測定値が低くなるように偽装。

地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。



事業者・地方自治体における効果的な公害防止対策の推進が必要。

## 改正の概要

- 1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応
  - 測定結果の未記録、虚偽の記録等に対して罰則を創設。
- 2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進
  - 継続して排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が大気汚染防止法の改善命令等を広く発動できるよう見直し。  
現行では「人の健康被害等を生ずると認められるとき」に限定。
- 3 事業者による自主的な公害防止の取組の促進
  - 事業者に対し、以下の責務規定を創設。
    - ・ばい煙・汚水の排出状況の把握
    - ・排出を抑制するために必要な措置の実施
- 4 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止
  - 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付けている「事故時の措置」の範囲(対象となる汚水の種類及び事業者の範囲)を拡大。